

安曇野市教育委員会 6 月定例会会議録

日 時：平成28年 6 月29日（水）午前 9 時00分

場 所：安曇野市役所 3 階「会議室301」

出席者

教育委員：教育委員長 唐木博夫、委員長職務代理者 宮澤豊弘、教育委員 須澤真広、

教育委員 横内理恵子、教育長 橋渡勝也

事務局：教育部長 山田宰久、学校教育課長 古幡彰、生涯学習課長 蓮井昭夫、

文化課長 那須野雅好、図書館交流課長 高嶋俊明、

学校給食センター長 曾根原正之、

書記：学校教育課教育総務係長 平林洋一、教育総務係 岩原遼子

◎開 会

教育部長 おはようございます。

ただいまから、安曇野市教育委員会 6 月定例会を開催いたします。

◎委員長挨拶

教育部長 それでは、唐木委員長よりご挨拶をお願いいたします。

委員長 それでは、改めまして、おはようございます。

6 月定例会ということで、ご挨拶を申し上げたいと思います。

先日、ある方とお話する機会がありましてそのお話の中身というのは、一つは安曇野市の人口減少傾向のこと、それから二つ目が一旦外へ出た若者が安曇野市へ是非戻ってほしいな、そしてそのときにできれば仲間を連れて帰ってきてくれればいいなという、そんなお話でした。

故郷に戻ってきてもらうためにはふるさとに対する思い、それからふるさとで育ったことに対することの誇りとかそんなことが一つのキーになってくるのかなと思うわけなんです。

先日、6月22日の信毎の記事の中に県内高校の長野県の歴史、文化、産業などについて学ぶ信州学の導入という記事がありました。県外に出ても故郷に対する愛着を持ってもらうというわけですが、このような地域学習、地域の伝統文化についての学習というのは、市内の小中学校で何らかの形で取り組んでいて多くの実践の積み重ねを持っているわけです。こういう教育、信州学に対して安曇野学と言ってもいいわけなんですけれども、それらのよい実践が学校間で共有されたり、情報の交換が十分にされているかというやや心配を持っております。郷土安曇野への愛着や誇りを深めるために、文化や伝統をつないでいくためにも考えていかなければならない問題かなと思います。そして、これらの文化や伝統などが何らかの手を打っていかないとだんだんに埋もれていってしまったり、または消えてしまうおそれがあると思うわけなんです。

一例の私の経験で恐縮なんですけれども、私は安曇野の伝統産業とか伝統文化に関心を持ち、そして時間にも少しゆとりが出てきたことから、実は昨年度から天蚕センターのほうにお世話になって天蚕の飼育をさせていただいております。今、ちょうど天蚕がこのくらい大きくなりまして、繭ができ始めてきているというそういう時期で週に何回か圃場へ出かけて行って天蚕の様子を見たり、それから繭の収穫もできる時期になってきましたので、それを行いますと心躍る大変楽しい時間を過ごすわけです。ただ本当に短い時間のかかわりであるわけなんです、実は飼育方法にかかわる資料とかそういうものというのもよくわからない部分がいっぱいあったり、それから天蚕の復興をさせていただいた中嶋福雄先生の資料というのもだんだん埋もれていってしまって、わからなくなっている部分があるのではないかなというふうに思うわけです。それで、既に天蚕を産業として行ってきた人たちはほとんど生きておられる方々が少なくなってしまうと、聞き取りというようなことも行える時期を逸してしまっているわけなんですけれども、こんなことで地域学習とか地域の伝統文化、そういう学習を進めていくときにやはり資料の整理、それから過去のをいかに使っていくかというようなことが本当に重要な時期を迎えてきているのではないかなというふうに思います。地域文化や地域の伝統産業などをどのように進めていくか、少子化の対策とか若者の減少対策としても考えていく必要があるのかなということを思っているわけです。

本日協議、それから報告事項が大変多くなっておりますが、午前9時からの開会ということをお願いしました。協議等、ご意見等よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

◎発議による非公開案件の決定について

委員長 それでは、最初に会議の公開、非公開について扱いたいと思います。

教育委員会の会議については、地方教育行政法第14条7項により、教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとされております。

本日の協議議案、それから報告事項についてであります。政策の形成過程の案件であり、公開することにより公正、円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められるものとして、報告事項第6号の2、英語課外授業及び教育用センターサーバ2期整備業者選定に係るプロポーザル審査結果について、続いて、安曇野市情報公開条例第7条第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に関する議案・報告事項として、報告事項第9号、平成28年度児童生徒の指定校変更及び区域外通学者について、第11号、教育長報告、続いて、第7条第5号、実施機関の内部における審議、検討、又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものとして、報告事項第10号、旧堀金公民館施設の改修計画変更の検討について、続きまして、第7条第6号にかかわるものとしたしまして、実施機関又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、議案第2号、県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事に関する了解事項の取り交わしについて、以上、非公開とするよう発議いたします。

このことについて委員からご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、今申し上げました非公開とする議案、報告事項として、議案第2号、報告事項第6号の2、第9号、第10号、第11号について、非公開とすることについて議決をとりたいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委員長 ありがとうございます。

3分の2以上の賛成がありましたので、議決されました。

それでは、本日の会議について次のように進めたいと思います。協議、報告の順番は、議案第1号、第3号、第4号、報告事項の第1号から第6号、第7号、第8号を扱います。以後、非公開とし、議案第2号、報告事項第6号の2、第9号、第10号、第11号とします。

なお、議案第3号にかかわる申請書は個人情報に記載されているため非公開といたします。

また、報告事項第6号の審査委員の氏名は非公開といたします。

会議録についてであります。5月定例会の会議録が出ています。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局に申し出てください。事務局より会議録の校正確認依頼がきていますが、それに沿って校正をお願いいたします。

◎議案第1号 安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正について

委員長 それでは、協議に入ります。

協議事項第1号、お願いいたします。

学校給食センター長 「安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正について」資料により説明。

委員長 ありがとうございます。

それでは、安曇野市学校給食費会計事務処理規程の一部改正についてであります。この件について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 私のほうから確認ということをお願いしたいのですけれども、要旨のところは幼稚園業務が補助執行になったことによる字句の訂正ということではありますが、第3条のところはこれは現在の小学校、中学校の給食日数についても弾力的に運用ができるというふうに今後改めていくということによろしいわけですか。

学校給食センター長 委員長がおっしゃるとおりでございます。そういう形で対応していきたいと考えております。

委員長 わかりました。

それから、もう1点であります。これは細かいことではありますが、議案の中の説明文の中の第3条、第14条、15条のところ条例名が違っております。安曇野市学校給食センター条例ということになろうかと思います。

学校給食センター長 大変失礼いたしました。

委員長 また、お気をつけいただきたいと思います。

それでは、第1号議案の一部改正について、ご異議なしということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということであります。よろしくお願いいたします。

◎議案第3号 共催・後援依頼について

委員長 続きまして、第3号をお願いいたします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

学校教育課の共催・後援について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 ちょっと教えていただけたらと思うんです。この体験創庫かけはしという組織なんです。この趣旨が長野県に在住するブラジル人の子弟と日本の子どもたちの交流を図るキャンプであるということであります。27ページの役員組織を見ると全国にわたっているような感じを受けるのですが、今までこの会はどのような活動実績なのか、もし把握されておりましたら、教えていただければと思います。

学校教育課長 長野県ですが、ここに書いてあるとおり5回ということは承知しておりますけれども、28ページの規約を見ていただきますとさまざまな事業を行っているということで、これ以外のものをやっているというものは私どもは承知はしておりません。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

それでは、2件の共催と後援について、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、異議なしということであります。共催、後援、よろしくお願いいたします。

続きまして、生涯学習課、お願いいたします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

それでは、生涯学習課の共催・後援について、ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、共催・後援について異議なしということでお願いいたします。

続きまして、文化課、お願いいたします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

委員長 ありがとうございました。

それでは、文化課の共催・後援について、ご質問、ご意見等お願いいたします。

(発言する者なし)

委員長 それでは、文化課の共催・後援について、ご異議なしということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、異議なしということであります。共催・後援を進めていただきたいと思います。

◎議案第4号 安曇野市図書館協議会委員の任命について

委員長 続いて、お願いいたします。

図書館交流課長 「安曇野市図書館協議会委員の任命について」資料により説明。

委員長 図書館委員の任命についてであります。委員のほうから質問、ご意見等ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 私のほうからよろしいでしょうか。6番の山田賢一さんですが、備考欄がこれが現在は堀金の館長ですね。公民館長というのは、特に役職的には問題はありませんか。

図書館交流課長 はい。

委員長 それでは、図書館委員の任命について、ご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、異議なしということであります。これで進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上で協議議案を終了いたしまして、報告事項に移りたいと思います。

◎報告第1号 安曇野市心身障害児就学相談委員会委員の委嘱について

委員長 では、報告事項第1号、お願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市心身障害児就学相談委員会委員の委嘱について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

報告第1号について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎報告第2号 教育長の安曇野地区保護司候補者検討協議会委員への就任について

委員長 それでは、報告第2号、お願いいたします。

学校教育課長 「教育長の安曇野地区保護司候補者検討協議会委員への就任について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

この件について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、教育長、よろしくお願いいたします。

◎報告第3号 安曇野市入学準備金貸与制度の創設に係るパブリックコメントの実施について

委員長 それでは、報告第3号、お願いいたします。

学校教育課長 「安曇野市入学準備金貸与制度の創設に係るパブリックコメントの実施について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございます。

今日現在のところで、パブリックコメントではどのような何か出ている中身、ご紹介いただくことは可能ですか。

学校教育課教育総務係長 パブリックコメントをしたいということで、こちらのフロアに来て

いただいた方が1名ございます。また、電話等でのご意見ということで1件寄せられてございます。あとは、議会の常任委員会並びに全員協議会の中で議員さんから、2から3のご意見をいただいているという状況でございます。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

それでは、委員からご意見等お願いいたします。

(発言する者なし)

委員長 では、これから制度をつくっていくわけですが、私のほうからお願いいたします。

一つは、収入額の基準でありますけれども、生活保護基準需要額の1.5倍以下という数値がどのくらいの対象者があるのか。また、これがもし厳しい線ということでうんと狭めてしまうような方向で働くと準備金を貸与していくという趣旨が損なわれてしまう部分があるのかなということなんです。が、実際1.5というふうにした根拠みたいなものも、もしあれば教えていただきたいということ。

それから、もう1点が貸与額の返済であります。これが、その方の在学中に返済をしていくということであるわけなんですけれども、例えば半額を返済した時点で残りは申し出により免除することができるというような国としても給付型のものについて検討されているわけですが、貸与型、給付型とを合わせたような形の制度設計ができないだろうかということを思うわけなんです。

それから、もう1点が申請の資格のところなんですけれども、連帯保証人というような形の保証人をどうしても必要なのかどうか。例えば経済的に非常に困窮している、または他市町村から経済的なことで入ってきて、こちらのほうにあまり身寄りもないという方もいらっしゃるかもしれないわけなんですけれども、連帯保証人というようなものが今現在いろいろなこういう制度をつくっていくときに必ずしも必要なものであるかどうかということも検討していただきたいなと思いますが、よろしくお願いいたします。

他の委員からいかがでしょうか。

どうぞ。

須澤委員 貸与制度に絞ったわけでございますので、できるだけ借りる人が多くなるようにというのを基本に置いて設定されるべきものだろうと思うんです。

そこで、今も委員長のほうからもありましたが、申請資格の(2)の1.5倍以下ということとはこれはつまり保護基準額へはいかないが、ぎりぎりだというような人を含んだという意

味だと思うんです。ですから、この辺は考慮しているかなというふうに思いました。

それから（３）の成績でございますが、おおむねくらいを入れてほしいな、と。3.5以上に規定をするとそこでまたひっかかってしまう場合もあるし、語弊はございますが、高校によっては3.5評定のつけ方が違うこともあるだろうから全て3.5が同一評価になるとも限らないというふうに思いますので、おおむねくらいがよろしいではないでしょうか。（３）についてそういうことです。

それから返済について、85ページの４番に、死亡もしくは疾病、失業の場合とはございますが、これもまた限定している。だから、貸与金の返還の免除猶予規定、これはこう言ってしまうと何も猶予できなくなってしまうのですが、猶予規定も何かつけられないか。これは本当に極端な例ですが、亡くなったり、疾病、失業、これは本当に無理ではないかと思われる。それ以外の理由も出てくる可能性があるということで、猶予についてある程度、文言は私には出てきませんが、何かないかなと思いました。

要は大勢の人に借りてもらいたい、と。この原資は、ふるさと納税の額を原資にしているということでございますのでふるさと納税をしていただいた皆様の意思にも大いに沿うと、そんな規定を設けることと私は思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。

他の委員からいかがでしょうか。

どうぞ。

学校教育課長 そもそもこの奨学金制度というものは、83ページの要旨のところにもありますが、経済的理由により就学が困難な者の保護者に対し、というようなものがございます。新聞にも報道されまして二、三問い合わせがくるんですけれども、あの出方からすると何でも借りるというような形での問い合わせが今きております。従いまして、あくまでも経済的な理由によるという方をこちらのほうとしては絞っているということです。ある程度1.5倍とか、この基準は定めなければ誰でもよいとなってしまいます。幾ら貸与とはいえども、ふるさと基金を原資としておりますので誰でもというわけにはいかなくなってくると考えております。

それと返済の関係でございますけれども、これは規定は別に設ける必要があるというふうに思っております。ただ、やはりこの入学準備金は親に貸与します。そしてまた、その方たちは恐らく高校、大学へ行っても奨学金は借りるのだらうと思っておりますけれども、そうします

と在学中でないと今度奨学金自体の返済ともダブってしまうということがありますので、基本的には就学年次内に償還してもらうというようなことが一番の考えでございます。しかし、さまざまな場合がありますので、これにつきましては個別に申請のときに検討しなければいけないと思っております。

(「委員長」の声あり)

委員長 はい。

学校教育課教育総務係長 私のほうから、所得の基準を生活保護基準需要額の1.5倍になるということについてお答えしたいと思います。

実は、この基準は小中学校の就学援助費を支給される場合の所得要件と同じとしてございます。従いまして、そのご家庭の経済状況が変わらなければ引き続き高校入学、大学入学にかかわる準備金の貸し付けが可能ということを想定してございます。

ちなみに、現在では中学校3年生の方でいわゆる準要保護として就学援助費を支給させていただいている方が112名いらっしゃいますので、このくらい的人数が準備金の貸与を申し込まれても対応できるような設計にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

他の委員からよろしいでしょうか。

須澤委員 今の私の意見への補足でございます。

資格の(2)の1.5というのは、これは私も先ほど異議は申さなかったとおり、これでもろしいのではないかと思います。

委員長 他にいかがでしょうか。

どうぞ。

横内委員 申請の期間が2月末までとなっています。あと、申請するときの書類に合格通知書の写しとありますが、例えば国立大学の後期の試験の合格発表などは3月末でぎりぎりなんですけれども、そういった子どもたちへは配慮とかしていただけるのでしょうか。親はどこまでやってあげればいいのでしょうか。

委員長 はい、どうぞ。

学校教育課教育総務係長 横内委員のおっしゃるとおりでございまして、ぎりぎりでは年度末に決まるという場合もございます。できるだけ、学校へ納付するお金が納期に間に合うように貸与を行うということが前提でございますので、一番早いところでこういった学校がある、

一番遅いところでこういった学校があるということで調査をし、また納付金の徴収時期についても現在調査をさせていただいております。そうは申しましても、やはり合格と決定したものを証するものをこちらにいただかないと貸与ができないという事情もございますので、出納とも話をしながらできるだけ学校へ納付する前に貸し付けが行えるよう配慮してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

他よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、ご報告いただきましたが、是非いい制度にさせていただいて、もう一つ、安曇野市が子育てを大事に考えているということ、それからふるさと納税で安曇野市を応援してくれている方々にも報いられるような、そんな制度にさせていただき、第一はこのことが安曇野の子どもたちの成長と、それからまた安曇野において子育てをしたいということにもつながっていくような、そんな形の制度にしてもらえたらなというふうに思います。できるだけシンプルな形で、そして子どもたちに歓迎されていく、親も喜ぶというような形で制度設計をし、大いに安曇野のPRにつながるような形にもらえたらなというふうに思います。よろしく願いいたします。

◎報告第4号 後援依頼の教育長専決分の報告について

委員長 それでは、続きまして、第4号をお願いいたします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

生涯学習課、続けていただきたいと思います。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

文化課、お願いいたします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

後援依頼の教育長専決分について、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

◎報告第5号 安曇野市議会平成28年6月定例会の結果について

委員長 それでは、報告第5号をお願いいたします。

教育部長 「安曇野市議会平成28年6月定例会の結果について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

委員のほうから、この部分についてもう少し補足をというようなことがありますでしょうか。

どうぞ。

宮澤委員 部長のほうに聞きたいのですけれども、既に新年度予算が通った後堀金公民館の解体が改めてまた改修変更になる、その予算措置をする前にこういう問題が市の主だったところで検討がなされたのかどうか、そのところはどうか。

教育部長 その辺もありましたけれども、私もそのときは当時いなかったものですから担当の生涯学習課長のほうからお話をさせていただきます。

委員長 はい。

生涯学習課長 これにつきましては、本日第10号のところで検討の内容等につきまして細かくご説明をしたいと思いますので、すみませんが、ここにおきましては今回そのような形で議案として提出されてきているところでございますので、お含みおきいただければと思います。

委員長 それでは、第10号の中で扱いますので、お願いいたします。

他はどうか。

(発言する者なし)

委員長 では、私のほうから少し補足できる範囲でよろしいのですが、内川集雄議員の(1)についての答弁で市としての基本方針を問われているわけですが、どのようなお答えがあったのかどうか。

それから、小松芳樹議員の(2)のICT教育の方向について、方向性を示しながらお答えになったのかどうか、その辺補足していただければと思います。

教育部長 まず、1点目の内川集雄議員でございますが、小学校における組み体操に関して危険性の高い種目をやめるのか、市の基本方針ということです。

たまたま内川議員は豊科東小学校の運動会に行かれたと思うんですが、そのときに組み体操がなかったというお答えをされました。しかしながら、タワーだとかピラミッドだとかというそれぞれ学校の中で段数を下げたり、あるいは横の広がりを見せて美しさを見せたりということでそれぞれ手法を学校で考えながら取り組みをされているということでございます。市としましては、それぞれ学校において安全性面も考慮しながら工夫を凝らして取り組んでいくというお話をさせていただきました。ですので、タワーなら3段、4段、5段とか高い部分ばかりではなくてももう少し段数を低くして横の広がりを見せるとか、そういった各学校での工夫を凝らしていただくというお話でまとめさせていただいております。

それから、小松芳樹議員のICT教育の方向性ですが、実際教育部としましては昨年度電子黒板については予算計上の要求をしたところですが、ちょっと時期的にもう少し待てというような話をいただいて情報機器導入計画を策定いたしまして、今年度平成28年度から電子黒板について予算づけをしていきたいというふうに今のところ予定しております。ただ、タブレット端末につきましてはまだ具体的な検討はされてないというのが現状でございますが、いずれにしても情報機器導入計画においてしっかりと計画を立てた中で明示をさせていただきたいと思います。

校長先生からもお聞きすると、安曇野市は若干この分野で遅れているというようなお話もいただいておりますので、できるだけ早めに予算措置をさせていただいて対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長 ありがとうございました。

組み体操の件ですけれども、私も豊科東小学校を見させていただいて内川議員にうなずいたわけですが、組み体操はなかったというのは従来のような組み体操はなかったという意味ではないかと思うんです。やはり、3月25日の通知はかなり各学校で意識して取り組んでいるかなということで見たのですが、子どもも一人一人の技とかその巧緻性とか、そういうものに学校として非常に細かな配慮をしながらやっていたことは強く、印象深く感じました。

今後、これから秋の運動会が始まっていくわけなんですけれども、安全への配慮は当然やっていただくわけなんですけれども、先生方に発達段階とか子どもの状況に応じた工夫を是非やっていただいて子どもの達成感とか、または親御さん方がやはりよくやっているというものを持てるような、そういう情報発信も必要ではないかな、と。そうしないと見栄えはどうしても従来のものを見ていると、どうなのというような声も出てきてしまうかもしれませ

るので、その情報発信もまた学校の立場というようなものも発信できるようにお願いできたらと思います。議員さん方も運動会は大勢注目して見ておりますので、それらへのお答えにもなるのかなと思います。

それから、電子黒板とかタブレットについてであります、情報機器の導入というのは実は何遍も失敗しながらきている部分があります。器械を入れればそれでICT教育、情報教育が進むということではなく、これはいっぱい失敗例を持っておりますので是非なぜその機器を入れていくのかということも含めて十分な研究をするように学校現場のほうを支えていただければありがたいか、と。それが、また定例会の対応にもなるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、他の委員からよろしいでしょうか。

どうぞ。

須澤委員 内川集雄議員さんの（１）に関してですが、私は三郷小学校へ行かせていただいて組み体操、いわゆる何段にもなるようなのはなかったですね。組み体操というのは非常にやり方次第ですので、秋に実施される学校は工夫されるのではないかなと思いました。

それから、危険性というところは非常に問題でして極端にこれを認識をすればこれは何もかもできなくなってしまう。ただ三郷小学校は棒倒しをやっておりまして、これはやはり男子の運動としては見栄えがあります。危険はなかったですね。ですから、危険性というところをどんなふうに各学校がとらえるか、これもちよっと注意していかなくても何でも危ないからやめろ、とならないようにしてほしいなという、内川議員から質問の前にちょっといろいろ聞かれたもので、そのとおり質問されているような気がいたしました。

（２）についてですが、これは学校内の放課後児童クラブの三箇所についてご質問されていましたが、これはいいご答弁いただいたということをお聞きしました。ありがとうございました。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

他はよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

委員長 それでは、報告いただきました。

◎報告第6号 教育用センターサーバ2期整備業者選定に係るプロポーザル審査

委員の委嘱について

委員長 続きまして、報告第6号をお願いいたします。

学校教育課長 「教育用センターサーバ2期整備業者選定に係るプロポーザル審査委員の委嘱について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

この件についてご質問、ご意見ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

◎報告第7号 小学校外国語活動職員研修実施要綱の策定について

委員長 続きまして、第7号の報告をお願いします。

学校教育課長 「小学校外国語活動職員研修実施要綱の策定について」資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

この件についてご質問、ご意見ありますでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 私のほうからよろしいでしょうか。

把握されている範囲で結構ですけれども、今10分の5校が申し込んだということでありますが、小学校の先生方が英語学習、外国語活動についてとらえている一番の指導上の課題とか、自分の英語能力というようなことを先生方自身がどのように把握されているか、また教育委員会としてどんな分析のもとにこういう事業を仕組んだかどうか、その辺わかる範囲でお願いしたいと思います。

教育長 現在外国人ALTと、それから日本人ALTも交えて外国語活動の支援をしているところなんですけれども、実施している学校に聞きますとなかなかそういった支援に頼ってしまっていて、本来自分が担任としてどういうふうに指導すればいいかということへの不安があるとか今度は教科化がされますと人ごとではなくて自分がそれを担うということになるわけです。そういったことに対する不安というものも出てきているという中で、ただ教育委員会として悉皆的に集めてやるというよりは、本年度方針で出しておりますように教師の主体的な研修意欲、それを是非喚起したいという、その線上にこの研修も位置づけまして二つの提案

を学校の中で十分に周知をしてもらって自分たちに必要な研修はどういうことなんだろうかというのを是非考えてもらい、自ら学ぶという教師の主体性の中で取り組んでもらいたいということで投げかけていただくものでございます。

学校教育課長 現在5校が希望を出しておりますけれども、特に研修内容の要望というもので二、三ご紹介いたしますと学級の担任が主体となって進められる英語学習のあり方について是非教えてもらえないかということと英語担任ということではなく、全職員を対象として研修会をやってもらいたいとか1年生から6年生の先生方にゲーム感覚で何か教えてもらえることはないか、また5、6年の先生方には基本の単語の発音を是非お願いしたいというようなものが学校からの要望としてはございます。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

他によろしいでしょうか。

どうぞ。

須澤委員 すばらしい計画かと思ひまして、賛成でございます。

今、課長さんがおっしゃっていました。もちろん先生方は大学教育を受けているわけですから英語もできるわけですので、仮に担任の先生が英語の授業をやっても問題はなかろうと思います。ただ、専門の英語としまして英語の基礎を小学校時代にきちんとした基礎をやらずして中学へきてしまうと、中学の英語の先生が教えるのと違う場合が出てくるだろう、と。例えば、私は英語の授業を見させてもらうときに一番注目していたのは英語の文字の筆記順なんです。これは非常に簡単に考えてしまうんですね。Mの大文字なんていうのは、縦に二つやっておいて、ブロック体はこれが正しい。だから、筆記体とブロック体は違います。まぜてしまうんです。

だからやはり今5、6年生は発音をというご希望が出た、このとおりだと思うんです。やはり小学校から英語をやるとき正確さも期してもらいたい、こんなふうに思いました。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、教科、英語ということの準備になっていくわけでありますので、今先生方が不安に思っていることとか研修のニーズというのをこれからもさらに掘り起こしていただ

いて、そして研修の結果が教科化されたときにどんなふうに生かされていくかというところを想定しながらお願いしたいな、と。今の英語活動と教科英語とでは、多分指導内容とか、それから先生方の一人一人のかかわりも随分変わってくると思いますので早期にこういう活動を小学校外国語活動の研修を取り入れていただいたこと、大変ありがたく思います。教科の実施のところまで向けて、さらに研修の成果があらわれるように、それから子どもたちの授業が上手に成立していくように先生方の力量を高めていただいたり、自分たちの研修意欲、それから研修課題を明確にさせていただきながら取り組んでいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

年に90分のものを一遍で英語指導力が目に見えてということは、これはないわけでありますので、また継続的によろしくをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは、ここで10分ほど休憩をとりたいと思います。後半のほう、10時40分から開始したいというふう思いますので、よろしくをお願いいたします。

では、休憩に入ります。

(休 憩)

委員長 時間になりましたので、再開したいと思います。

◎報告第8号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課報告

委員長 それでは、教育部各課の報告をお願いしたいと思います。

学校教育課、お願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

学校教育課の報告についてご質問、ご意見等がありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

（２）生涯学習課報告

委員長 では、続きまして、生涯学習課、お願いいたします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

生涯学習課についてご質問、ご意見等お願いいたします。

（発言する者なし）

委員長 私から一つお願いしたいのですが、108ページになります。スポーツ振興にかかわってですけれども、安曇野市体育協会が今年度NPOとして発足したということであるわけですが、そことの連携とか、またはスポーツ振興計画に基づいたものとの関連とか何かそんなものは今後発生していくのかどうか。

生涯学習課長 委員長もおっしゃいましたように、NPO法人が4月に設立されました。内容的には会長、または理事者というような形で新しい組織となっておりまして。現在、その組織等の新しい取り組みについては今後検討、今までの事業を継続的に行っていただいております。

ただ今回、NPO法人化されることによりまして活動的なものにつきまして、もう少し市の事業を委託先として今後相手先として行っていければと考えております。ただそれにつきましても、内部的に私どもで行っておりますスポーツ教室等をNPO法人の体育協会に引き取っていただく体制等ができ上がってこないと難しいものがございまして、そういう体制的なものをお互いに検討し合いながら今後私どもの推進事業、振興事業等をNPO法人の安曇野市体育協会のほうでやっていただけるような形にもっていければというふうに考えております。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

他によろしいでしょうか。

（発言する者なし）

（３）文化課報告

委員長 それでは、文化課、お願いいたします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございました。

文化課の報告についてご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

(4) 図書館交流課報告

委員長 それでは、引き続きまして、図書館交流課、お願いいたします。

図書館交流課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

委員長 ありがとうございます。

図書館交流課について質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 ありがとうございます。

(以後、非公開会議)

◎議案第2号 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の任免及び人事等に関する
了解事項の取り交わしについて

◎報告第6号の2 英語課外授業及び教育用センターサーバ2期整備業者選定に係る
プロポーザル審査結果について

◎報告第9号 平成28年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第10号 旧堀金公民館施設の改修計画変更の検討について

◎報告第11号 教育長報告

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

委員長 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事でありますけれども、今回も丁寧に集めていただきました。参考にしていきたいと思います。ありがとうございます。

(3) その他

委員長 では、その他について委員のほうから何かご発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 事務局のほうもよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

委員長 それでは、お返しいたします。ありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、安曇野市教育委員会6月定例会を終了させていただきます。
お疲れさまでした。